

JT-T521

(ITU-T勧告T.62bisの規則に準拠した)

セッションサービスに基づくドキュメントバルク転送
のための通信アプリケーションプロファイルBT

Communication Application Profile BT.0
for Document Bulk Transfer Based on the Session Service

第4版

1996年4月24日制定

社団法人

情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 国際勧告等との関係

本標準は、(ITU-T勧告T.62 bisの規則に準拠した)セッションサービスに基づくドキュメントパルク転送のための通信アプリケーションプロファイルについて記述しており、1995年3月に開催されたITU-T SG8会合の決議1に基づき勧告化されたITU-T勧告T.521に準拠したものである。

2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマター決定項目

なし

2.3 その他

(1) 国際勧告に対する修正内容

本標準を審議するに当たり基本とした国際勧告において、その内容より判断して明らかに誤りと思われる下記項目に関して、修正を行った。

本標準中の箇所	国際勧告中の表記	修正後(本標準で)の表記
付録2 1.1	トランスポートモード	透過モード
付録2 1.1.2.1 第3パラグラフ	S-CONTROL-GIVE 確認	S-CONTROL-GIVE 応答
付録2 1.2.1	ドキュメントアプリケーション プロファイルT.73	ドキュメントアプリケーション プロファイルJT-T503

3. 改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第1版	平成元年 4月28日	制定
第2版	平成5年 4月27日	ITU-T 勧告T.521の改訂に伴う 規定の追加及び表現の適正化
第3版	平成7年 4月27日	ITU-T 勧告T.521の改訂に伴う 規定の追加及び表現の適正化
第4版	平成8年 4月24日	ITU-T 勧告T.521の改訂に伴う ファイル転送の追加による改版

4. 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になります。

5. その他

(1) 参照している勧告、標準等

ITU-T勧告：T.62、T.62bis、T.414、T.571、X.215、X.225

TTC標準：JT-T431、JT-T432、JT-T433

目 次

1 . 概 要	1
1.1 本標準の目的	1
1.2 本標準の規定範囲	1
2 . 参照勧告等	1
3 . 定 義	1
4 . 略語と規約	2
5 . 通信アプリケーションプロファイルBT0の定義	2
5.1 BT0の概要	2
5.2 DTAM機能単位	2
5.3 DTAMサービスプリミティブと低位レイヤマッピング	2
5.3.1 DTAMサービスプリミティブとパラメータ	2
5.3.1.1 D - INITIATE サービスパラメータ	2
5.3.1.2 D - TERMINATE サービスパラメータ	3
5.3.1.3 D - U - ABORT サービスパラメータ	4
5.3.1.4 D - P - ABORT サービスパラメータ	4
5.3.1.5 D - CAPABILITY サービスパラメータ	4
5.3.1.6 D - TRANSFER サービスパラメータ	5
5.3.1.7 D - CONTROL - GIVE サービスパラメータ	6
5.3.1.8 D - TOKEN - PLEASE サービスパラメータ	6
5.3.2 セッションサービスの使用とパラメータのマッピング	6
5.3.2.1 DTAMプロトコルのX.215 セッションサービスへのマッピング	6
5.3.2.2 DTAMパラメータのセッションサービスパラメータへのマッピング	6
6 . ドキュメント交換データ構造	8
7 . ドキュメント転送	9
7.1 同 期	9
7.2 ドキュメントリカバリ	10
付録1 プロトコルシーケンス	11
付録2 ITU - T勧告T.62へのDTAMのマッピングガイダンス	15
付録3 用語対照表	19

1. 概要

1.1 本標準の目的

ITU-T勧告T.400シリーズはドキュメント転送及び操作のための開放型ドキュメントアーキテクチャ(ODA)(T.410シリーズ)とDTAMサービスおよびプロトコル(JT-T430シリーズ)について定義している。T.400シリーズを種々のテレマティックサービスに適用するためには、ドキュメントアプリケーションプロファイルと通信アプリケーションプロファイルから成る各サービスのためのDTAMアプリケーションプロファイルを規定する必要がある。

この要求に従い、ITU-T勧告T.500シリーズではドキュメントアプリケーションプロファイルを定義し、同T.520シリーズでは通信アプリケーションプロファイルを定義する。

本標準JT-T521はITU-T勧告T.520シリーズの一つであるT.521に準拠したものであり、ここで定義する通信アプリケーションプロファイルは、ITU-T勧告T.62bisで定義する規則に従うセッションサービスに基づくドキュメントバルク転送のためのものである。

1.2 本標準の規定範囲

本標準は次の項目についてITU-T勧告T.62bisで定義するセッションサービスを用いたドキュメントバルク転送のための通信アプリケーションプロファイルを定義する。

- (1) 使用するDTAM機能単位
- (2) 使用するDTAMサービスプリミティブとパラメータ
- (3) T.62bisの規則に従う低位レイヤX.215セッションサービスのマッピング

2. 参照勧告等

本標準で定義する通信プロファイルを実行するためには以下の文書を参照する必要がある。

- (1) TTC標準JT-T431:「ドキュメント転送および操作(DTAM); サービスおよびプロトコル; 概要および一般原則」
- (2) TTC標準JT-T432:「ドキュメント転送および操作(DTAM); サービスおよびプロトコル; サービス定義」
- (3) TTC標準JT-T433:「ドキュメント転送及び操作(DTAM); サービスおよびプロトコル; プロトコル仕様」
- (4) ITU-T勧告T.62:「テレテックスとグループ4ファクシミリサービスの共通手順」
- (5) ITU-T勧告T.62bis:「勧告X.215/225に準拠したテレマティック制御手順」
- (6) ITU-T勧告X.215:「ITU-Tアプリケーションの開放型システム相互接続のためのセッションサービス定義」

3. 定義

ITU-T勧告T.400シリーズと同勧告T.62bisの定義を本標準にも適用する。

4．略語と規約

I T U - T 勧告 T . 4 0 0 シリーズと同勧告 T . 6 2 b i s の略語と規約を本標準にも適用する。

ただし、D T A M サービスプリミティブに対し、各々のパラメータの存在を示す以下の略語については再掲する。

空 白 適用しない

M 必 須

U ユーザオプション

C 以前にプリミティブの他のパラメータのネゴシエーションが成功したという条件で存在する。

さらに、記号 (=) はパラメータ値が表中の左の値に等しいことを意味する。

5．通信アプリケーションプロファイル B T 0 の定義

5.1 B T 0 の概要

本標準では T T C 標準 J T - T 4 3 1 に従って機能単位と通信サポート機能を定義する。

B T 0 は、(T T C 標準 J T - T 4 3 0 シリーズにより定義されたセッションサービスにマッピングする) 透過モードにおけるドキュメントバルク転送を使用する。

5.2 D T A M 機能単位

T T C 標準 J T - T 4 3 2 で定義する以下の機能単位を B T 0 に使用する。

- (a) アソシエーションユース制御 (Kernel)
- (b) 能 力
- (c) ドキュメントバルク転送
- (d) トークン制御

(注 1) 能力機能単位はこのプロファイルでサポートされなければならない。しかしあらゆるドキュメント転送 (D - T R A N S F E R) に先立ってこのサービスを使用することは要求されない。

5.3 D T A M サービスプリミティブと下位レイヤマッピング

5.3.1 D T A M サービスプリミティブとパラメータ

一般 D T A M サービス定義とパラメータは T T C 標準 J T - T 4 3 2 で定義する。本節では B T 0 のための D T A M サービスパラメータを規定する。

5.3.1.1 D - I N I T I A T E サービスパラメータ

本サービスの以下のパラメータを使用する。

- (a) 透過モード
- (b) テレマティック要求条件
- (c) アプリケーション機能
- (d) 結 果

表 5 - 1 / J T - T 5 2 1 に D - I N I T I A T E 要求サービスパラメータを掲載する。

(1) 透過モード

本パラメータは、D - I N I T I A T E 要求サービスプリミティブで規定されるべきである。

(2) テレマティック要求条件

T T C 標準 J T - T 4 3 2 で規定する以下の機能単位が必須機能単位として B T 0 で使用される。

- (a) アソシエーションユース制御 (Kernel)
- (b) 能 力
- (c) ドキュメントバルク転送
- (d) トークン制御

(3) アプリケーション機能

このアプリケーション機能パラメータは、T T C 標準 J T - T 4 3 2 で定義され、また、以下のサブパラメータが使用される。

(a) ドキュメントアプリケーションプロファイル

このパラメータ値が、使用されるドキュメントアプリケーションプロファイルを示す。その値は、各テレマティックサービスのための端末特性を定義している勧告により規定される。

(b) ドキュメントアーキテクチャクラス

このパラメータ値が、アソシエーション全体で使用されるドキュメントアーキテクチャクラスを示す。このパラメータの取り得る値は、各テレマティックサービスのための端末特性を定義している勧告で規定される。

(4) 結 果

この領域は T T C 標準 J T - T 4 3 2 で定義する値をとることができる。

表 5 - 1 / J T - T 5 2 1 D - I N I T I A T E サービスパラメータ
(ITU-T T.521)

	D-INITIATE 要求	D-INITIATE 指示	D-INITIATE 応答	D-INITIATE 確認
透過モード	M			
テレマティック要求	M	M (=)	C *	C (=)
ODA アプリケーション機能	M	M (=)	C *	C (=)
ドキュメントアプリケーション プロファイル	M	M (=)	C *	C (=)
ドキュメントアーキテクチャクラス	M	M (=)	C *	C (=)
結 果			M	M (=)

*このパラメータは、応答側が提案された要求に“受理”結果パラメータを返す場合には必須である。

5.3.1.2 D - T E R M I N A T E サービスパラメータ

D - T E R M I N A T E サービスは B T 0 に対しては、パラメータを持たない。イニシエータだけが D - T E R M I N A T E サービスを発行できる。さらに、イニシエータはデータトークンを持つときのみ、D - T E R M I N A T E サービスを発行できる。

5.3.1.3 D - U - A B O R T サービスパラメータ

本サービスはパラメータを持たない。

5.3.1.4 D - P - A B O R T サービスパラメータ

本サービスはパラメータを持たない。

5.3.1.5 D - C A P A B I L I T Y サービスパラメータ

D - C A P A B I L I T Yサービスは、以下のパラメータからなるサブパラメータ “ O D Aアプリケーション機能 ” を持つ。

- ドキュメントアプリケーションプロファイル
- ドキュメントアーキテクチャクラス
- 非基本ドキュメント特性
- 付加ドキュメント特性

表5 - 2 / J T - T 5 2 1にD - C A P A B I L I T Yサービスパラメータを示す。

表5 - 2 / J T - T 5 2 1 D - C A P A B I L I T Yサービスパラメータ
(ITU-T T.521)

	D-CAPABILITY 要求	D-CAPABILITY 指示	D-CAPABILITY 応答	D-CAPABILITY 確認
ODA アプリケーション機能				
ドキュメント アプリケーション プロファイル	M	M (=)	M	M (=)
ドキュメント アーキテクチャ クラス	M	M (=)	M	M (=)
非基本 ドキュメント特性	U	C (=)	U	C (=)
付加 ドキュメント特性	U	C (=)	U	C (=)
ファイル転送能力	U	C (=)	U	C (=)
私用能力	U	C (=)	U	C (=)

(1) アプリケーション機能

5.3.1.1 参照。

O D Aアプリケーション機能

(a) ドキュメントアプリケーションプロファイル

5.3.1.1 参照。

- (b) ドキュメントアーキテクチャクラス
5.3.1.1 参照。
- (c) 非基本ドキュメント特性
このパラメータはTTC標準JT - T 4 3 2で定義する“非基本ドキュメント特性”である。
- (d) 付加ドキュメント特性
このパラメータはITU - T勧告T . 4 1 4で定義する“付加ドキュメント特性”である。
- (e) ファイル転送能力
このパラメータはTTC標準JT - 4 3 2で定義する“ファイル転送能力”である。
- (f) 私用能力
このパラメータはTTC標準JT - 4 3 2で定義する“私用能力”である。

5.3.1.6 D - TRANSFER サービスパラメータ

D - TRANSFER サービスは以下のパラメータを持つ。

(1) ドキュメント情報

このパラメータは文書を表現する交換データ要素からなる。ドキュメントプロファイルからの“ドキュメント特性”は、S - ACT - STARTサービスで転送する。

(注) ドキュメント情報はノーマルドキュメントタイプで転送する。

ドキュメントプロファイル記述子を除く全ての交換データ要素は、S - DATAサービスで転送する。ドキュメントプロファイルは、S - ACT - STARTサービスで転送する“ドキュメント特性”に基づき、受信DTAM - PMが再構築する。

(2) ドキュメント情報タイプ

要求プリミティブにおいて、このパラメータは、“先頭からのドキュメント転送”を示す。(TTC標準JT - T 4 3 2参照。)

指示、及び確認プリミティブにおいては、“転送完了”または“転送不成功”のどちらかを示す。

(3) ドキュメント参照情報

このパラメータの値は、TTC標準JT - T 4 3 2の定義に従い、DTAMユーザが用意するべきである。

(4) 結果

このパラメータは、TTC標準JT - T 4 3 2の定義に従い、“ドキュメント情報転送”あるいは、“ドキュメント情報転送未完了”のいずれかの値をとる。

(注) パラメータ値“ドキュメント情報継続不許可”は継続検討とする。

(5) チェックポイント値

このパラメータはTTC標準JT - T 4 3 2での定義に従って使用する。セグメント毎のIDE番号は、整数の2である。

ただし、ドキュメントプロファイル記述子、ドキュメントレイアウトルールは、数に含めない。

(図7 - 1 / JT - T 5 2 1参照)

ファイル転送機能の場合は、このパラメータは、TTC標準JT - T 4 3 2で定義される。(図7 - 2 / JT - T 5 2 1参照)

ITU-T勧告X.209で定義する転送構文符号化規則に対し、TTC標準JT-T503で定義するドキュメントアプリケーションプロファイルの交換においては、以下の制限がある。

3オクテットより長いレングスフィールドは使用すべきではない。3オクテットのレングスフィールドで65,535までの長さを表現できる。65,535を超えるレングスを持つデータ要素は、不定形の長さフィールドとすべきである。

表5-3/JT-T521にD-TRANSFERサービスパラメータを示す。

表5-3/JT-T521 D-TRANSFER サービスパラメータ
(ITU-T T.521)

パラメータ	D-TRANSFER 要求	D-TRANSFER 指示	D-TRANSFER 確認
ドキュメント情報	M	M (=)	
ドキュメント情報タイプ	M	M	M
ドキュメント参照情報	M	M (=)	M (=)
結果			M
チェックポイント値	M		

5.3.1.7 D-CONTROL-GIVE サービスパラメータ

D-CONTROL-GIVEサービスは全ての有効なトークンを放棄する。パラメータは持たない。

5.3.1.8 D-TOKEN-PLEASE サービスパラメータ

D-TOKEN-PLEASEサービスはデータトークンの要求に使用する。パラメータは持たない。

5.3.2 セッションサービスの使用とパラメータのマッピング

5.3.2.1 DTAMプロトコルのX.215セッションサービスへのマッピング

このマッピング規則は、TTC標準JT-T433の7.2において定義される。

(注1) D-TRANSFER確認は、S-ACT END確認やS-ACT INT確認やS-ACT DCAD確認を受信することにより暗黙のうちに通知される。

5.3.2.2 DTAMパラメータのセッションサービスパラメータへのマッピング

表5-4~9/JT-T521は、DTAMサービスパラメータと基本及び付加セッションサービスパラメータとのマッピング規則を示している。

パラメータのカテゴリは、次のように定義される：

- 1：パラメータは、DTAMユーザによって作成される；
- 2：パラメータは、DTAM提供者によって作成される；
- 3：パラメータは、DTAMユーザおよびDTAM提供者以外の手段で提供される。

付属資料A/JT-T521は、BT0に対するプロトコルシーケンスの例を示している。

表5 - 4 / J T - T 5 2 1 D - I N I T I A T E
(ITU-T T.521)

D T A Mサビ°スパラメータ	基本及び付加セッションサビ°スパラメータ	セッション°プロトコル内の存在	カテゴリ
テレマティック要求	セッション要求	m(デフォルト指定可能)	1
ODAアプリケーション機能	セッションユーザデータ	m	1
ドキュメントアプリケーション°オフ イル		m	
ドキュメントアーキテクチャス		m	
なし	セッション参照	m	2
	ウィンドウサイズ	m	
	サービス識別子	m	
	無通信監視タイマ	n m	
なし	私 用	n m	3
	非標準機能	n m	

表5 - 5 / J T - T 5 2 1 D - T E R M I N A T E
(ITU-T T.521)

D T A Mサビ°スパラメータ	基本及び付加セッションサビ°スパラメータ	セッション°プロトコル内の存在	カテゴリ
なし	セッション終了パラメータ	n m	3

表5 - 6 / J T - T 5 2 1 D - U - A B O R T
(ITU-T T.521)

D T A Mサビ°スパラメータ	基本及び付加セッションサビ°スパラメータ	セッション°プロトコル内の存在	カテゴリ
なし	セッション終了パラメータ (トランスポート切断)	m	3

表5 - 7 / J T - T 5 2 1 D - C A P A B I L I T Y
(ITU-T T.521)

DTAMサービスパラメータ	基本及び付加セッションサービスパラメータ	セッションプロトコル内の存在	カテゴリ
ODAアプリケーション機能	セッションユーザデータ	m	1
ドキュメントアプリケーションプロファイル		m	
ドキュメントキチヤクス		m	
非基本ドキュメント特性		n m	
付加ドキュメント特性		n m	
ファイル転送能力		n m	
私用能力		n m	
なし	無通信監視タイマ	n m	2
	メモリ容量	n m	
なし	私用 (注)	n m	3
	非標準機能	n m	

(注) ファイル転送の場合、このパラメータの使用は、ITU-T 勧告 T.571 の規定に従う。グループ4 ファクシミリでの使用は、継続検討とする。

表5 - 8 / J T - T 5 2 1 D - T R A N S F E R
(ITU-T T.521)

DTAMサービスパラメータ	基本及び付加セッションサービスパラメータ	セッションプロトコル内の存在	カテゴリ
ドキュメント情報	セッションユーザデータ	注	1
ドキュメント参照情報	ドキュメント参照番号	注	1

(注) シングルセッションプリミティブへのD - T R A N S F E R プリミティブのダイレクトマッピングは存在しない。

表5 - 9 / J T - T 5 2 1 D - T O K E N - P L E A S E
(ITU-T T.521)

DTAMサービスパラメータ	基本及び付加セッションサービスパラメータ	セッションプロトコル内の存在	カテゴリ
なし	トークン	m	2

6 . ドキュメント交換データ構造

ドキュメント交換形式は、関連するドキュメントアプリケーションプロファイルを規定する勧告に、従って定義される。

7. ドキュメント転送

7.1 同期

ドキュメント情報は、TTC標準JT-T433の7.3.5節に従って、セグメントに分割されており、各セグメントはページ記述子と関連内容部分を含んでいる。小同期点は各セグメントと対応している。

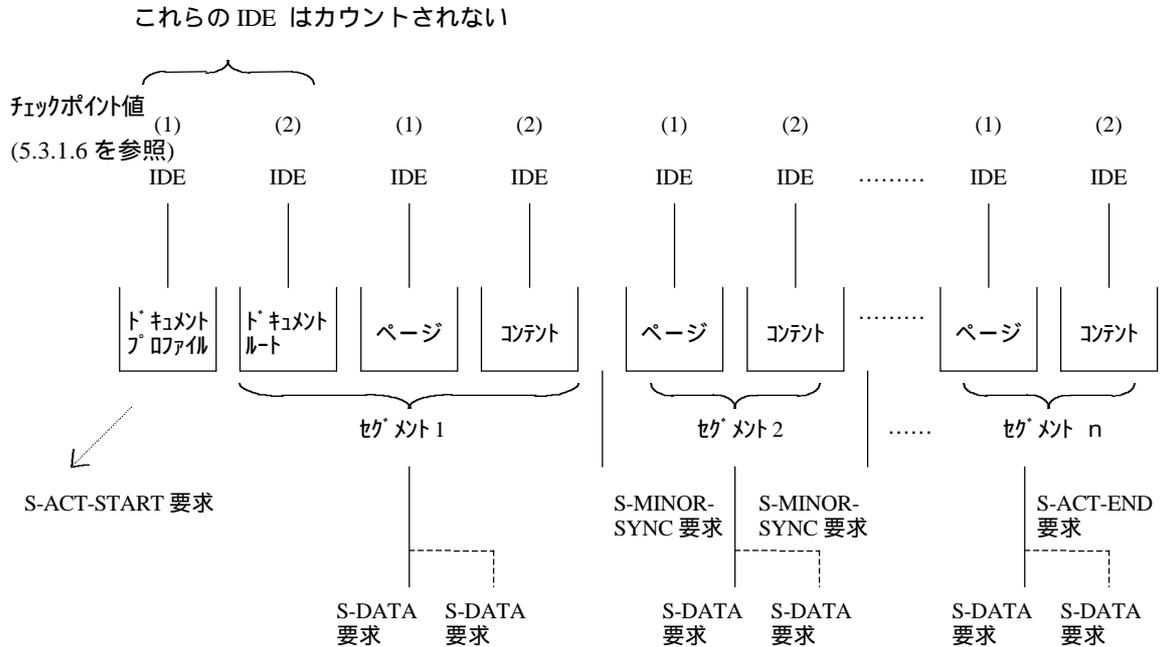


図7-1 / JT-T521

(ITU-T T.521)

セグメント化メカニズムのアプリケーション1

(図6-1 / JT-T433を参照)

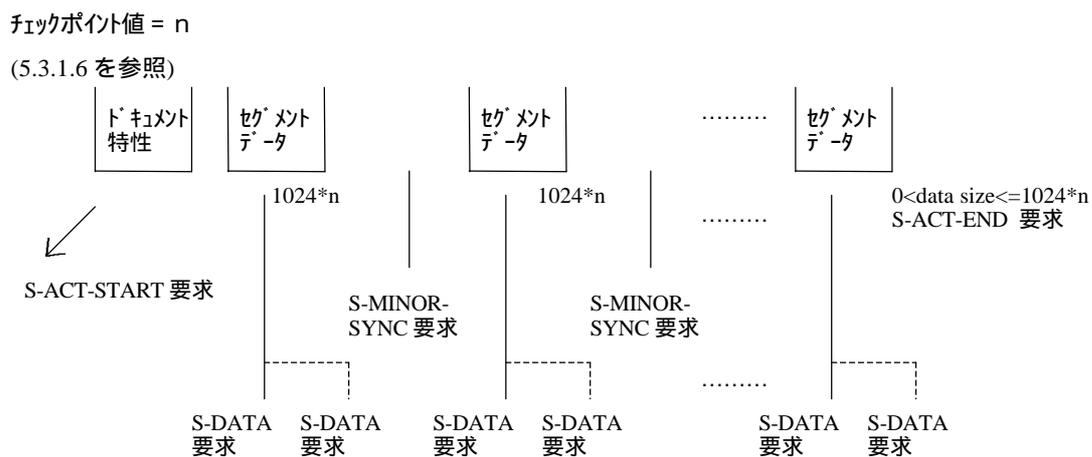


図7-2 / JT-T521

(ITU-T T.521)

セグメント化メカニズムのアプリケーション2

(図6-1 / JT-T433を参照)

7.2 ドキュメントリカバリ

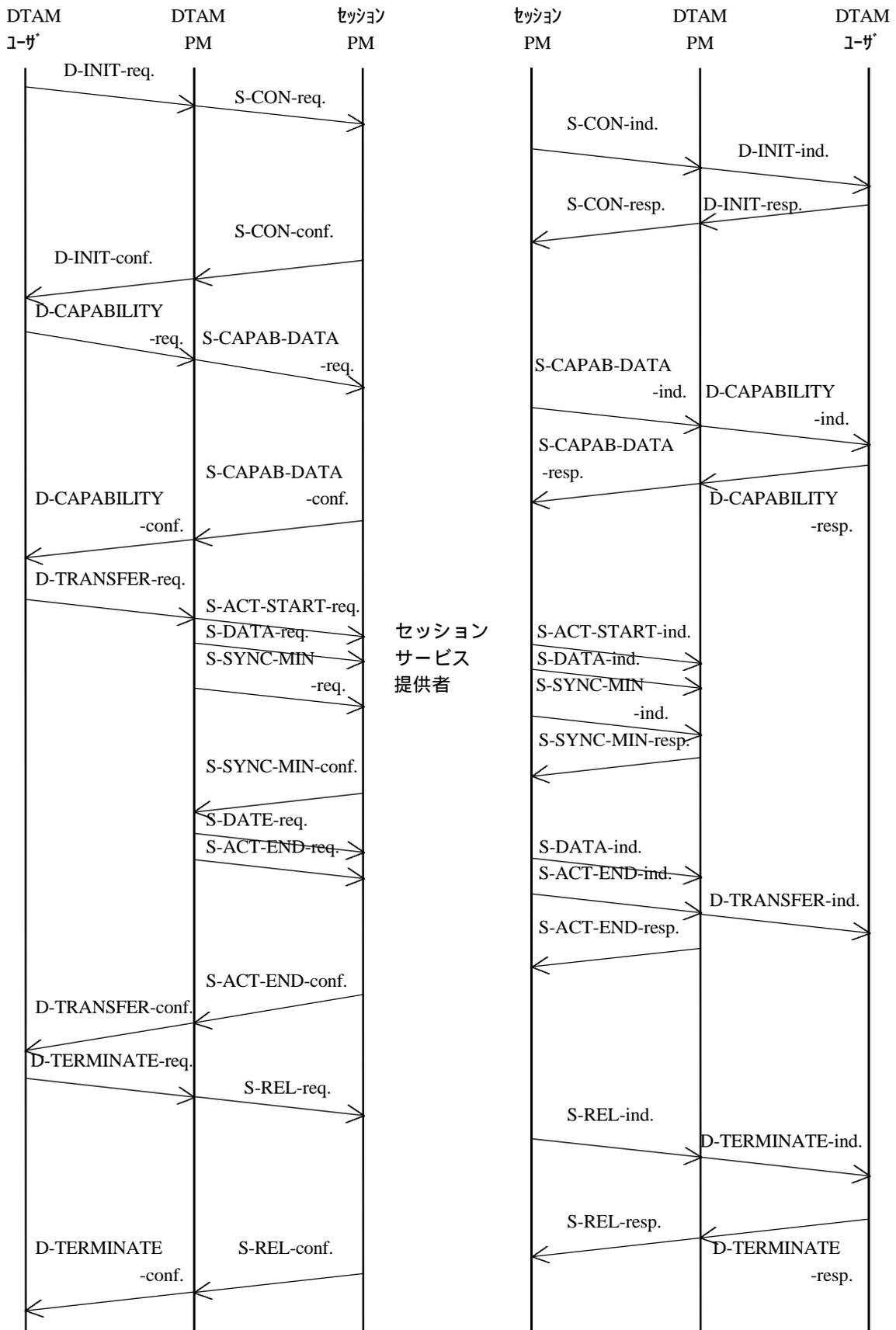
継続検討。

付録 1

この付録は、以下の手順について説明する。

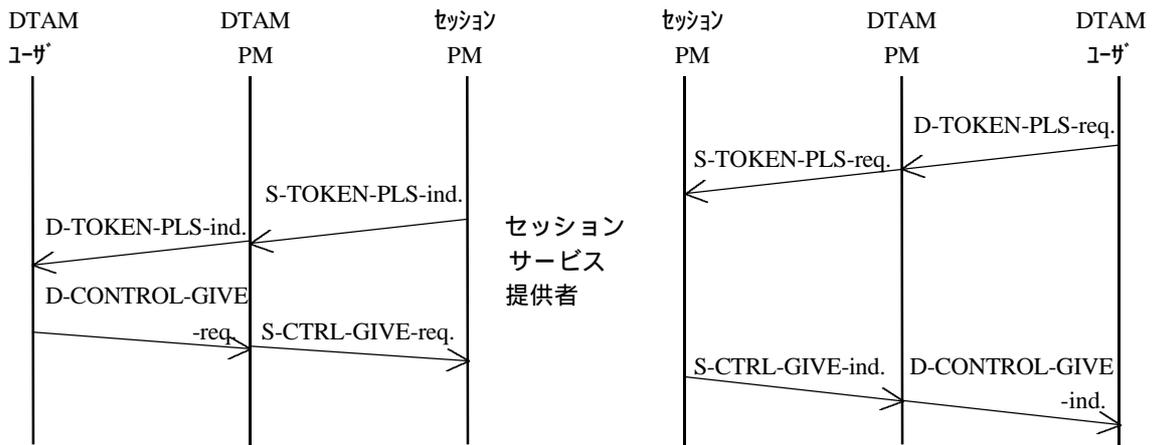
- 1．ノーマル手順
- 2．トークン制御手順
- 3．アボート手順
- 4．例外報告手順

1. ノーマル手順



付図 1 - 1 / JT - T 5 2 1
(ITU-T T.521)

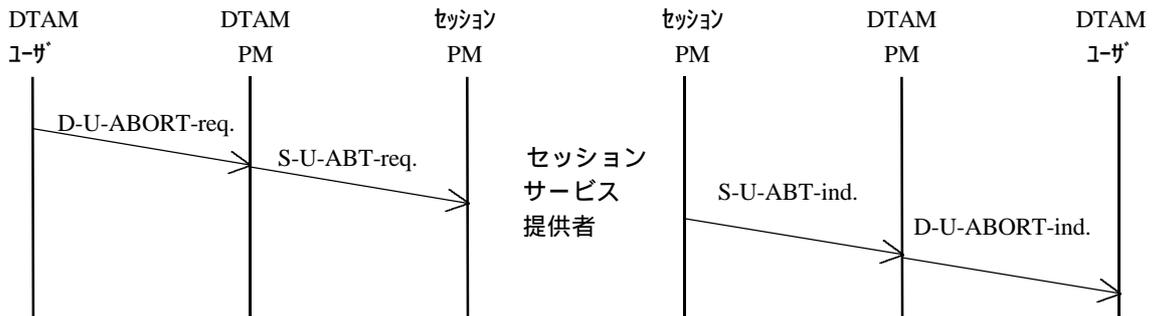
2. トークン制御手順



本サービスはサービスレベルで承認されていないが、プロトコルレベルで承認されている。
 (ITU-T勧告 X.225、7.18.9節参照)

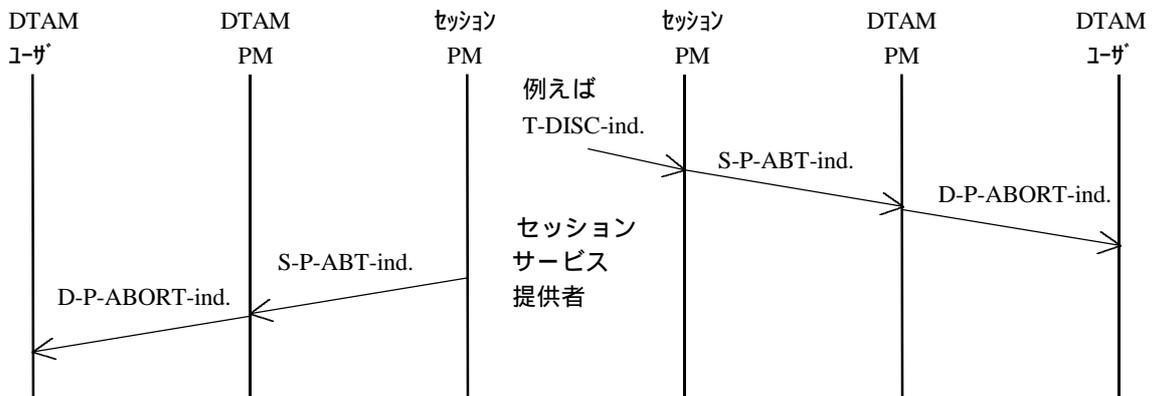
付図 1 - 2 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)

3. アボート手順



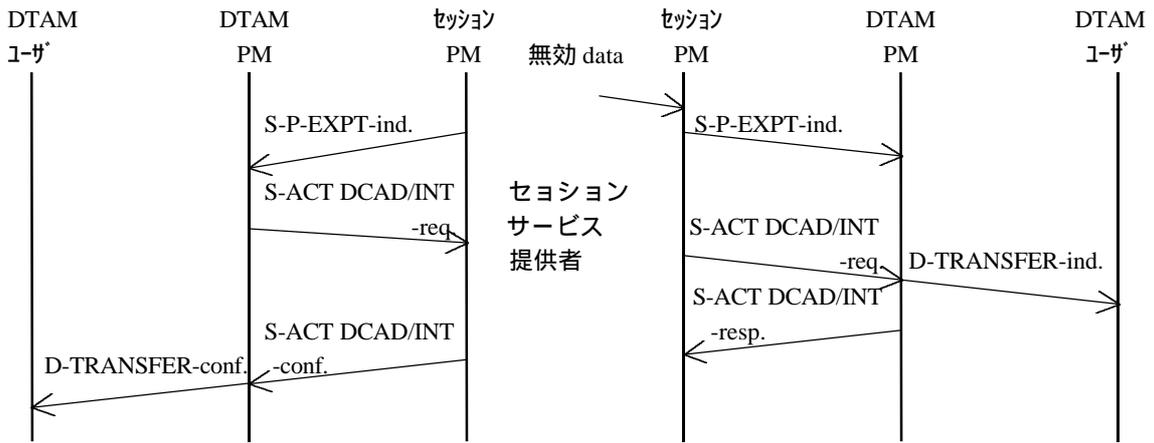
本サービスはサービスレベルで承認されていないが、プロトコルレベルで承認されている。
 (ITU-T勧告 X.225、7.9.3節参照)

付図 1 - 3 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)

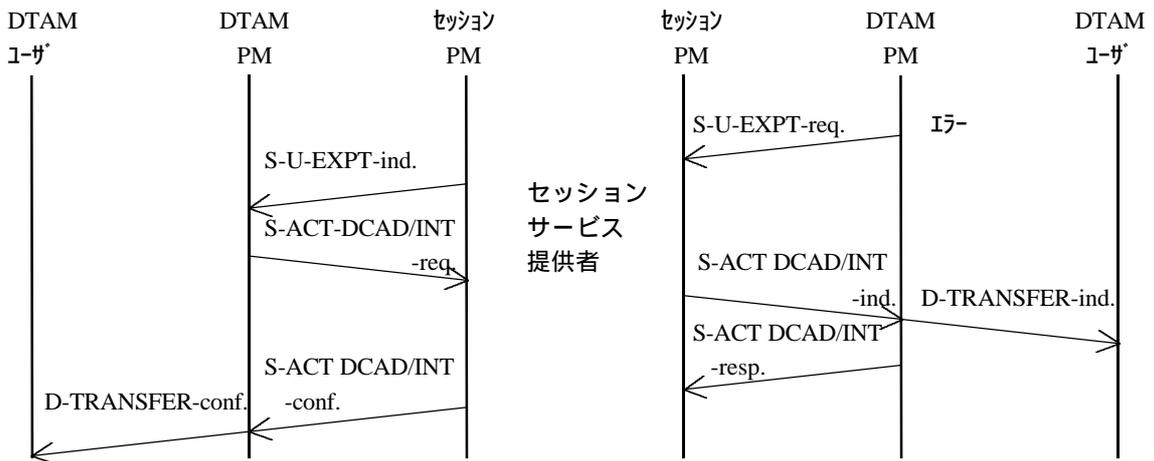


付図 1 - 4 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)

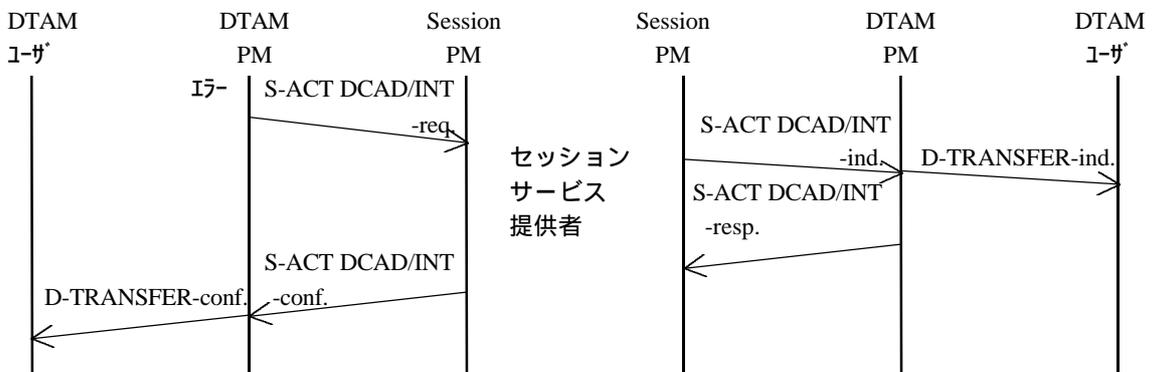
4. 例外報告手順



セッションエラー検出
 付図 1 - 5 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)



DTAM PM (シンク) エラー検出
 付図 1 - 6 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)



DTAM PM (ソース) エラー検出
 付図 1 - 7 / JT - T 5 2 1
 (ITU-T T.521)

付録 2

(J T - T 5 2 1 に対する)

ITU - T 勧告 T . 6 2 への DTAM マッピング ガイダンス

はじめに

本付録は、ITU - T 勧告 T . 6 2 を DTAM に基づくグループ 4 ファクシミリアプリケーションにマッピングするガイドラインをインプリメンタに提供する。

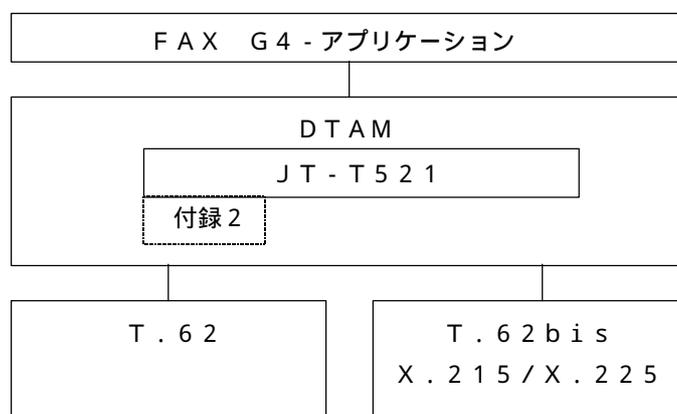
TTC 標準 JT - T 5 2 1 の本文は、ITU - T 勧告 T . 6 2 b i s と共に ITU - T 勧告 X . 2 1 5 / X . 2 2 5 に記述されたセッションサービスに対する DTAM の基本マッピングを定義している。

DTAM を T . 6 2 制御手順にマッピングするために、さらに明確化と解説が必要である。

明確化と解説は、2 つの部分から考えられる。

パート 1 はセッションサービスマッピングに対し DTAM を考え、パート 2 は T . 6 2 のコマンドとレスポンスを使用する見地から ITU - T 勧告 T . 6 2 に対する DTAM のマッピングを記述する。

次の図は本付録の概要を表している。



付図 2 - 1 / JT - T 5 2 1
(ITU - T 勧告 T . 5 2 1)

1 . ITU - T 勧告 T . 6 2 上で DTAM を使用する際に考慮されるべき項目

1 . 1 セッションサービスへの DTAM マッピング

セッションサービスへの DTAM マッピングは、TTC 標準 JT - T 4 3 2 および TTC 標準 JT - T 4 3 3 内で “透過モード” として記述される。

詳細なセッションサービスパラメータのマッピングは本文で定義される。

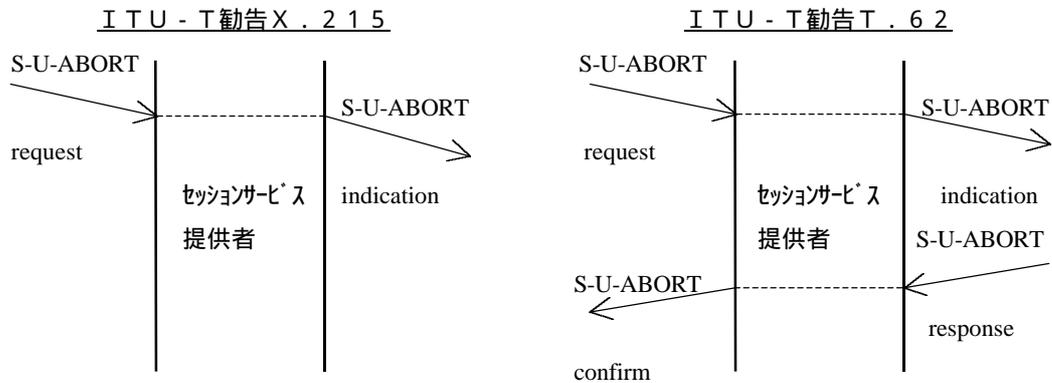
2 つのケースを除いて、ITU - T 勧告 T . 6 2 に対する DTAM のマッピングと ITU - T 勧告 X . 2 1 5 / X . 2 2 5 (ITU - T 勧告 T . 6 2 b i s に従う) に対する DTAM のマッピングは同等である。

2 つの例外とは、S - U - A B O R T と S - C O N T R O L - G I V E サービスである。両サービスは、ITU - T 勧告 T . 6 2 において確定したサービスであるが、ITU - T 勧告 X . 2 1 5 においては定義されたサービスではない。セッションサービスプリミティブは、ITU - T 勧告 X . 2 1 5 に従うセッションサービスと整合している。

DTAMとT.62インタフェースでの確なマッピングを保証するため、“アダプションマネジメントファンクション (AMF)” が導入される。

1.1.1 U-ABORTサービス

考えられる状態は下記のとおりである。



DTAM - PMは、S - U - A B O R T 確認プリミティブを識別せず、S - U - A B O R T 応答プリミティブの発行もしない。それゆえに“アダプションマネジメントファンクション (AMF)” はマッピングに対して責任がある。

1.1.1.1 マッピング規則

DTAM - PMからのS - U - A B O R T 要求は、AMFを通してT.62 - PMへ透過的に渡される。

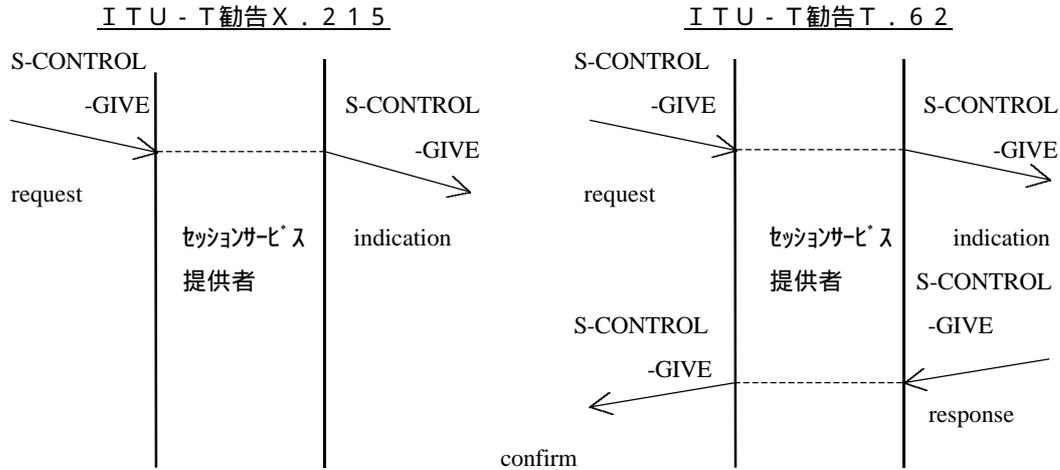
T.62 - PMで生成されるS - U - A B O R T 指示はAMFを通してDTAM - PMへ透過的に渡される。

S - U - A B O R T 応答はDTAM - PMで生成されない。それゆえに、AMFは適切な状況（すなわち、S - U - A B O R T 指示の受信後）においてT.62 - PMへのS - U - A B O R T 応答プリミティブを生成する。

S - U - A B O R T 確認はDTAM - PMで識別できない。それゆえに、AMFはT.62 - PMで生成されるS - U - A B O R T 確認プリミティブを無視する。（すなわち、A B O R T A C C E P T (R S A P) S P U D の受信後）

1.1.2 S-CONTROL-GIVEサービス

考えられる状態は下記のとおりである。



DTAM-PMは、S-CONTROL-GIVE確認プリミティブを識別せず、S-CONTROL-GIVE応答プリミティブの発行もしない。それゆえに、“アダプションマネジメントファンクション (AMF)”はマッピングに対して責任がある。

1.1.2.1 マッピング規則

DTAM-PMからのS-CONTROL-GIVE要求は、AMFを通してT.62-PMへ透過的に渡される。

T.62-PMで生成されるS-CONTROL-GIVE指示はAMFを通してDTAM-PMへ透過的に渡される。

S-CONTROL-GIVE応答はDTAM-PMで生成されない。それゆえに、AMFは適切な状況（すなわち、S-CONTROL-GIVE指示の受信後）においてT.62-PMに対するS-CONTROL-GIVE応答プリミティブを無視する。

S-CONTROL-GIVE確認はDTAM-PMで識別できない。それゆえに、AMFはT.62-PMで生成されるS-CONTROL-GIVE確認プリミティブを無視する。（すなわち、GIVETOKEN ACK (RSCCP) SPUDの受信後）

1.2 ITU-T勧告T.62コマンドとレスポンスの使用

本付録のこの部分では、以下の観点からITU-T勧告T.62のセッションコマンドとレスポンスとの関係を示す。

- アプリケーションに依存する情報が運ばれるセッションパラメータ。
- アプリケーションに関連する情報であるTTC標準JT-T433。
- 多機能装置（たとえば、テレテックスやG4ファクシミリ）に関するITU-T勧告T.62の使用。
- 重要な通信フェーズ。

1.2.1 セッションの確立 (CSS/RSSP)

CSS/RSSPにおいて、セッションユーザデータ (SUD) パラメータ内のアプリケーション機能

は、コマンド/レスポンスの送信側の受信能力として有効なドキュメントアーキテクチャクラスとドキュメントアプリケーションプロファイルJT - T 5 0 3を示す。

1.2.2 機能のネゴシエーション(CDCL/RDCLP)

CDCLにおいて、SUD内で示されるアプリケーション機能は、ドキュメントアーキテクチャクラスとドキュメントアプリケーションプロファイルJT - T 5 0 3に加え、コマンド送信側が受信側に要求する非基本ドキュメント特性および/または非基本構造特性のようなオプションな受信機能のリストが含まれる。

RDCLPでは、有効なオプションアプリケーション機能が示される。

テレテックスやG4ファクシミリをサポートできる多機能端末では以下ようになる。

- SUDのPGIではなく非ベーシックテレテックス機能PGIを使用し、ベーシックテレテックスドキュメント転送のオプションをネゴシエートする。
- 1回のCDCL/RDCLP(CSS/RSSP)の交換においてSUDのPGIと非ベーシックテレテックス機能PGIを同時に使用しない。

1.2.3 ドキュメント転送(CDS/CDC)

CDS/CDCにおいて、SUD内で示されるアプリケーション機能は、ドキュメントで要求されるアプリケーション機能を含む。

テレテックスやG4ファクシミリをサポートできる多機能端末では以下のようにCDS/CDCコマンドを使用する。

- G4ファクシミリのドキュメントが送信される時、SUDのパラメータは常にCDS/CDCに含まれる。
- ベーシックテレテックスドキュメントが送信される時、SUDはCDS/CDCに存在しない。

CSS/RSSP、CDCL/RDCLPのSUDで運ばれるアプリケーション機能属性のコーディングは、TTC標準JT - T 4 3 3のセクション8.2に明記され、CDS/CDCのSUDはTTC標準JT - T 4 3 3の図7 - 1/JT - T 4 3 3で定義されている。

付録3 用語対照表
(JT-T521に対する)

用 語	対 訳
implementor	インプリメンタ
provider	提供者
transparent mode	透過モード

執筆作成協力者（1996年1月31日時点）

第四部門委員会

部長	幸男	日本電信電話（株）
副部長	藤尾明	国際電信電話（株）
委員	斎藤須川	日本アイ・ビー・エム（株）
委員	渡辺洋	住友電気工業（株）
委員	堀口潔	（株）東芝
委員	山菅野	（株）リコー
委員	菅野昌志	松下電器産業（株）
委員	柴司善尚	東京電力（株）
委員	伊藤均	（第1専門委員会 会長）
委員	小藤野博	（第1専門委員会 副会長）
委員	大野橋文	（第2専門委員会 会長）
委員	青山康敬	（第2専門委員会 副会長）
委員	松本充	（第3専門委員会 会長）
委員	千本徹	（第3専門委員会 副会長）
委員	岩田裕一	（第4専門委員会 会長）
委員	岩田裕一	（第4専門委員会 副会長）
委員	岩田裕一	（第4専門委員会 特別顧問）
委員	岩田裕一	（第4専門委員会 特別顧問）

第四部門委員会第2専門委員会

委員長	池野文	国際電信電話（株）
副委員長	藤野浩	沖電気工業（株）
委員	松井喜	国際電信電話（株）
委員	松原俊	日本電信電話（株）
委員	磯山芳	シャープ（株）
委員	池田強	住友電気工業（株）
委員	井澤庄	（株）田村電機製作所
委員	笹野潤	（株）テック
委員	佐藤貴	（株）東芝
委員	岩羽鳥	日本電気（株）
委員	前井吉	日本無線（株）
委員	鈴木卓	（株）日立製作所
委員	石井下	富士ゼロックス（株）
委員	木柴博	松下電送（株）
委員	畑下真	三菱電機（株）
委員	吉健一	（株）明電舎
委員	吉健一	（株）リコー
委員	吉健一	村田機械（株）
委員	吉健一	三菱電機（株）

第四部門委員会第2専門委員会SWG4

リーダー	田博	（株）リコー
サブリーダー	佐藤正	日本電気（株）
委員	山本孝	国際電信電話（株）
委員	伊藤寿	日本電信電話（株）
委員	中島一	沖電気工業（株）
委員	磯山芳	シャープ（株）
委員	宮崎真	住友電気工業（株）
委員	江藤義	（株）田村電機製作所
委員	笹野潤	（株）テック
委員	岩田吉	（株）東芝
委員	坂山隆	（株）日立製作所
委員	若林文	富士ゼロックス（株）
委員	畑下真	松下電送（株）
委員	畑下真	村田機械（株）

事務局 近藤 康生（第4技術部）